

第15回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成30年11月26日(月)
午後3時30分～午後5時00時

2、開催場所： 本部町役場(2階会議室)

3、出席委員 (6人)

会 長 7番 知念 一義

委 員 1番 渡久地 真吾

2番 喜納 キミ子

3番 高良 久

5番 大城 綱徹

6番 太田 守隆

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第72号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

議案第73号 非農地証明願いについて

議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請について

6、農業委員会事務局

事務局長 安里 孝夫

農政班長 比嘉 貴哉

7、会議の概要

議長 ただ今から第15回本部町農業委員会の総会を開催いたします。
委員の出席について、事務局、報告をお願いします。

事務局 全員、出席しております。

議長 事務局の報告どおり、過半数以上が出席しておりますので、
会議規則第11条の規定により本総会が成立することを報告します。

会議規則第13条の規定により議事録署名員と書記の指名をしてよろしいで
しょうか。

(異議なし)

議長 異議がございませんので議事録署名員は3番委員と5番委員をお願いします。
書記は事務局職員をお願いします。

会議についてお諮りします。

本日の総会は本日一日限りと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議がございませんので、本日一日限りといたします。

議長 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
事務局より説明をお願いします。

事務局 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
上記のことについて、別紙のとおり両名の合意に基づき賃借契約を解除すること
としたので、農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農業
委員会へ報告します。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。

番号1番 瀬底3702 地目 畑 面積437㎡
瀬底3704 地目 畑 面積809㎡
瀬底5125 地目 畑 面積424㎡

賃貸人:本部町在住A氏

賃借人:本部町在住B氏

解約の理由:両者の合意があったため。

添付資料説明

番号2番 新里1065 地目 畑 面積4680㎡

賃貸人:本部町在住C氏

賃借人:本部町在住D氏

解約の理由:両者の合意があったため。

添付資料説明

番号3番 新里600-1 地目 畑 面積450㎡

賃貸人:本部町在住E氏

賃借人:本部町在住F氏

解約の理由:両者の合意があったため。

添付資料説明

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりまりましたので議案に進みます。

議長 議案第72号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第72号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の
意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は4件です。

番号1番 新里1096-1-b 登記現況共に、畑 面積1400㎡

新里1096-b 登記現況共に、畑 面積700㎡

利用権を設定する者:本部にある企業G

利用権の設定を受ける者:本部町在住H氏

利用権の設定期間:5年(使用貸借)

添付資料説明

番号2番 新里522 登記現況共に、畑 面積805㎡

利用権を設定する者:宜野湾市在住I氏

利用権の設定を受ける者:名護市在住J氏

利用権の設定期間:10年(賃貸借)

添付資料説明

番号3番 新里599-1 登記現況共に、畑 面積441㎡

利用権を設定する者:本部町在住K氏

利用権の設定を受ける者:名護市在住L氏

利用権の設定期間:10年(賃貸借)

添付資料説明

番号4番 新里600-1 登記現況共に、畑 面積450㎡

利用権を設定する者:本部町在住M氏

利用権の設定を受ける者:名護市在住N氏

利用権の設定期間:10年(賃貸借)

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。意見がありましたらお願いします。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、議案第72号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議がございませんので、議案第72号は可決致します。

議長

議案第73号 非農地証明願いについて
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第73号 非農地証明願いについて

上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、
農地法第2条の規定に規定する農地又は、採草放牧地でないことの、
可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は6件です。

番号1番 願出人:宜野湾市在住O氏

申請農地:豊原110-1 登記、畑 面積64㎡

申請要旨:20年以上耕作されておらず、雑木が生い茂っている。

所有者:願出者に同じ

添付資料説明

番号2番 願出人:本部町在住P氏
申請農地:豊原112-1 登記、畑 面積298㎡
申請要旨:20年以上耕作されておらず、雑木が生い茂っている。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

番号3番 願出人:本部町在住Q氏
申請農地:豊原111 登記、畑 面積297㎡
申請要旨:20年以上耕作されておらず、農地に適さない。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

番号4番 願出人:本部町在住R氏
申請農地:伊豆味3235-1 登記、畑 面積4215㎡
伊豆味3236-1 登記、畑 面積2602㎡
申請要旨:該土地は長い間放置され雑草・雑木が繁茂している。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

番号5番 願出人:本部町在住S氏
申請農地:瀬底901 登記、畑 面積233㎡
瀬底1392 登記、畑 面積239㎡
申請要旨:該土地は長い間放置され雑草・雑木が繁茂している。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

番号6番 願出人:本部町在住T氏
申請農地:瀬底4870 登記、畑 面積1348㎡
申請要旨:長期間、放置されており、雑草・雑木が繁茂している。
所有者:願出者に同じ
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。補足説明をお願いします。

補足説明させていただきます。

1番委員 番号1・2・3番は3件隣接していて、石垣のようなもので囲まれていて屋敷跡の様な感じでした。なので畑としては向いてないんじゃないかと思います。

6番委員 番号4番は、管理されている畑の様子ではないが、大木の確認ができなかったです。

5番委員 番号5番は周りの土地は畑として使用されていて、その中心部にあり、現況はススキが生えている程度であり、周辺の営農状況等からも非農地にするのは難しいのではないのでしょうか。
番号6番は申請地までの進入路がなく、周辺の営農状況からも農地として適しているとはいえないと思われます。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。

質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

議長 では、議案第73号については番号1番、2番、3番、6番は可決
番号4番は保留、番号5番 につきましては農地としての斡旋を考えると
いうことで否決でよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議がございませんので、議案第73号は可決、または否決決定致します。

次に進みます。

議長 議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第3条
の規定による許可及び同法施行規則第2条第1項の規定による農業委員会
の可否の意見決定を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。

番号1番 大堂263-1 登記現況共に、畑 面積553㎡
大堂270-2 登記現況共に、畑 面積204㎡

譲渡人:本部町在住U氏

譲受人:本部町在住V氏

権利種別:所有権移転

申請事由:規模拡大

添付資料説明

番号2番 新里1065 登記現況共に、畑 面積4680㎡
新里1066 登記現況共に、畑 面積505㎡

譲渡人:本部町在住W氏

譲受人:本部町在住X氏

権利種別:所有権移転

申請事由:規模拡大

添付資料説明

番号3番 備瀬1853-1 登記現況共に、畑 面積2567㎡

譲渡人:本部町在住Y氏

譲受人:本部町在住Z氏

権利種別:所有権移転

申請事由:規模拡大

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

では、議案第74号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

異議がございませんので、議案第74号は可決致します。

本日の総会はこちらをもって閉会いたします。

閉会時間 17時00分

議事録署名員

3番 高良 久

5番 大城 綱徹

本部町農業委員会会長
会長 知念 一義